

財務省告示第二百六十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平  
成十六年五月三十一日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成十六年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三十五

回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

二十六年法律第一百一号）第十一

二 法律及びその 条第一項及び国債整理基金特別

の条項 会計法（明治三十九年法律第六

三 振替法の適 号）第五十条第一項

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に進行される入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

五 募入決定の 各申込みのうち応募価格の高い

イ 方法 価格競争

各申込みのうち応募価格の高い

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

		十 一		九		八		七		六																		
		イ		振替		最		イ		イ		口																
		発行価格		単位		額		払込金		発行競争		発行競争																
		格		格		金		額		額		額																
格	十	額	平	す	の	振	五	百	一	百	利	第	国	三	て	基	別	百	額	発	第	う	億	額	割	各	当	も
	四	面	成	る	記	替	万	四	十	四	付	一	債	十	は	づ	会	四	面	行	十	円	面	り	申	て	の	
	銭	金	十	〃	載	法	円	十	九	十	国	項	理	億	額	き	計	五	金	た	一	財	金	当	込	〃	から	
	以	額	六	倍	又	の	億	八	千	八	債	規	基	五	面	発	法	万	で	利	第	政	で	み	の	そ		
	上	百	年	の	記	規	七	億	八	億	に	定	金	千	金	行	第	円	三	付	一	融	一	の	〃	の		
	の	円	五	金	録	に	千	七	百	八	つ	に	特	五	額	し	五	条	千	国	項	資	兆	募	額	の		
	そ	に	月	額	は	よ	四	千	三	千	い	基	別	十	で	た	条	第	五	債	の	九	千	額	を	〃		
	れ	つ	三	に	最	る	百	四	十	万	て	づ	会	五	一	利	一	国	百	に	規	千	八	案	分	を		
	ぞ	き	十	よ	低	も	四	万	二	八	額	き	計	五	兆	付	項	億	一	に	定	億	分	に	順			
	れ	九	一	る	額	の	万	八	億	千	面	発	法	五	六	国	の	千	つ	に	は	千	に	よ	次			
	の	十	日	も	と	金	千	八	千	円	金	行	第	条	千	債	規	億	四	は	千	十	一	り	割			
	応	九		の	簿	簿	円	千	二	百	額	し	五		三	定	金	千	九	は	千	一						
	募	円		と			円	千	二	百	で	た	条		百	に	特	九	は	千	一							
	価	九					円	千	二	百					百	に	特	九	は	千	一							

口 非競争入

札発行

利率

十二  
十三

の経過利

額面金額百円につき九十九円九  
 十六銭  
 年〇・六パーセント  
 (一) 募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加えて、次の算  
 式により算出した金額を第二  
 十号に規定する期日に払い込  
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{72}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される  
 ものとして振替口座簿中の口  
 座に記載又は記録されるもの  
 について、前記(一)の算式によ  
 り算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額(た  
 だし、当該国債を発行時におい  
 て取得する者が非居住者又は  
 外国法人である場合には、前記  
 (一)の算式により算出した金額  
 に当該非居住者又は外国法人  
 が適用を受ける所得税の税率  
 を乗じた金額)を控除すること  
 ができる。

十四 初期利子

平成十六年九月二十日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う(以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 毎  
成 務 本 面 成 子 ` 支 年  
十 大 銀 金 成 子 を そ 支 三  
六 臣 行 額 十 支 の 日 と 月  
年 か 百 一 払 う 。 以 十  
五 通 円 年 三 前 六 各 日  
三 知 につ き 月 六 月 支 及  
十 受 百 二 月 月 間 払 び  
一 け 円 十 間 に 期 に 九  
日 者 円 日 属 す 期 月 二  
 者 円 日 属 す 期 月 十  
 者 円 日 属 す 期 月 日